

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,432,903,214	流動負債	1,110,647,966
現金及び預金	238,083,508	工事未払金	594,838,965
受取手形	100,310,000	長期借入金(1年以内)	200,000,000
電子記録債権	11,337,920	未払法人税等	74,909,209
完成工事未収入金	1,997,368,430	未成工事受入金	38,303,720
未成工事支出金	685,772	工事損失引当金	65,481,000
材料貯蔵品	34,648,120	賞与引当金	81,163,682
前払費用	911,887	未払金	39,641,439
未収入金	46,851,487	預り金	8,833,171
仮払金	2,706,090	未払費用	7,476,780
固定資産	1,915,529,989	固定負債	904,341,935
有形固定資産	1,881,176,812	長期借入金	585,000,000
建物	757,860,064	退職給付引当金	233,456,700
構築物	138,089,086	役員退職慰労引当金	25,230,000
機械及び装置	327,327,699	長期未払金	60,655,235
車両及び運搬具	89,101		
工具器具	9,540,777	負債合計	2,014,989,901
備品	49,295,629	純資産の部	
土地	582,300,000	株主資本	2,333,443,302
建設仮勘定	16,674,456	資本金	350,000,000
		資本剰余金	352,003,433
無形固定資産	23,736,832	資本準備金	352,003,433
ソフトウェア	22,138,050	利益剰余金	1,631,439,869
電話加入権	1,598,782	利益準備金	12,039,999
投資その他の資産	10,616,345	その他利益剰余金	1,619,399,870
投資有価証券	9,642,321	繰越利益剰余金	1,619,399,870
長期前払費用	395,024		
差入保証金	429,000	純資産合計	2,333,443,302
その他投資等・会員権	150,000	負債・純資産合計	4,348,433,203
資産合計	4,348,433,203		

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの----- 期末決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの----- 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

① 原材料 ----- 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 未成工事支出金 ----- 原価法・個別法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 ----- 定額法

(2) 無形固定資産 ----- ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 投資その他の資産の償却資産 ----- 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

① 一般債権 ----- 貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 ----- 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ----- 従業員に対する賞与金の支給に備えるため、支給額を見積り当会計期間の負担に属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 ----- 従業員の退職給付の支出に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

- (4) 役員退職慰労引当金----- 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 工事損失引当金----- 当期末の未引渡工事のうち損失が発生すると見込まれ、かつ当期末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、当期以降の損失見積額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。